航空法

I.　案内情報

①　手続名：外国航空機の航行（航空路以外の航行、外国等が使用する航空機）の許可

②　手続根拠：航空法第１２６条第１項または第２項（航空法施行規則第２３０条）

③　手続対象者：外国籍航空機により法第１２６条第１項または第２項に掲げる航行を行う者

④　提出時期：運航の予定期日の１０日前までに提出

⑤　提出方法：航空法施行規則第２３０条各号に掲げる事項を記載した申請書を作成し、国土交通省航空局航空局航空ネットワーク部国際航空課へ提出してください。

⑥　手数料：なし

⑦　添付書類・部数：なし

⑧　申請書様式：特になし

⑨　記載要領・記載例：提出先となる国土交通省航空局航空局航空ネットワーク部国際航空課にお問い合わせください。

II.　窓口情報

①　提 出 先：国土交通省航空局航空ネットワーク部国際航空課 03-5253-8111

②　受付時間：原則 平日１０：００～１７：００

③　相談窓口：提出先に同じ

III.　手続情報

①　審査基準：航空局所管の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間（平成６年空総第１７７号）

②　不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）